

# 建設残土対策に関する実態調査の結果に基づく勧告に対する改善措置状況 (1回目のフォローアップ)の概要

【勧告先】国土交通省【勧告日】令和3年12月20日【回答日】令和4年12月20日（改善状況は同日現在）

## 目的

建設発生土は、建設資材として利用されている一方で、山林への不適切な埋立てなどの問題が発生しており、その適正処理を図る観点から、不適切な埋立て事案の実態や適正処理の状況について調査を実施

## ポイント

### ◇ 国土交通省に対し、以下の事項を勧告

- ① 工事間利用を進めるため、地方公共団体等に対し、利用調整のための保管場所等を提示すること。
- ② 適切な費用負担による適正処理の観点から、搬出先の指定の徹底を地方公共団体に要請すること。
- ③ 適切な管理のため、搬出状況等を発注者が確認できる仕組みを整備すること。

### ◇ この勧告を踏まえ、国土交通省において、以下のとおり必要な取組が進められている。

- ① 保管場所を把握し、一覧表に整理。地方公共団体等に活用するよう周知
- ② 公共工事について、搬出先の指定の徹底を要請するとともに、指針を変更し、建設発生土の運搬・処理等に要する費用を予定価格として積算することや、標準約款を改正し仕様書で搬出先の所在地を定めることを明示
- ③ 省令を改正し、搬出先等を記載した計画について、作成後速やかに発注者に提出するとともにその内容を説明することや、工事の完成後、発注者からの計画の実施状況の請求があったときは報告することを規定

→ 総務省では、引き続き、周知・省令改正後の対応状況等のフォローアップを行う予定

# 1 建設発生土の有効利用

## 制度の概要

- ◇ 「建設副産物適正処理推進要綱」※では、建設発生土の土質確認を行うとともに、ストックヤードの確保等により、工事間の利用の促進に努めなければならないとされている。※ 平成5年1月12日付け建設事務次官通知
- ◇ 「建設発生土等の有効利用に関する行動計画」※1では、建設副産物協議会※2の事務局(各地方整備局)において、ストックヤードとしての利用調整を行うなど、建設発生土の工事間利用の調整を行うこととされている。  
※1 平成15年10月国土交通省 ※2 各地方整備局、地方公共団体等が構成員

## 勧告(主な調査結果)

- ① 工事間利用を進めるため、各地方整備局に設けられた建設副産物協議会を活用し、工事間利用の調整のための保管場所について把握・整理を行い、同協議会の構成員のほか、参加していない地方公共団体や民間企業も利用できるようにすること。

### <主な調査結果>

- 都道府県や市町村では、工期・土質・土量が合わないとして工事間利用が進んでおらず、一時的な保管場所の整備を課題としているが、地方整備局では、一時的な保管場所として利用可能な工事予定地等の情報共有は行っていない。

- ② どのような土質であっても有効利用している例があることから、建設発生土の土質別の利用実態を把握するとともに、有効利用事例を収集し、これらを地方公共団体に提示すること。

### <主な調査結果>

- どの土質であっても、マッチング次第で有効利用ができているものもあれば、処分しているものもあるが、国土交通省では、平成14年度以降、土質別の搬出状況を把握していない。

## 主な改善措置状況

- ① 令和4年8月から10月にかけて、建設発生土の保管場所等の利用形態や所在地等を整理した一覧表を作成  
同年10月から開催した全国10ブロックの建設副産物協議会において、一覧表を活用するよう周知。協議会に参加していない市町村に対して、都道府県から情報の共有を図るよう要請
- ② 令和4年8月から10月にかけて、令和3年度に完成した工事の中から、他の工事への利用状況や有効利用事例について整理を行い、協議会においてこれらの事例を活用するよう周知を行うとともに、参加していない市町村に対して、都道府県から同事例を周知するよう要請

## 2 建設発生土の適切な管理(1)

### 制度の概要

- ◇ 公共工事の品質確保の促進に関する法律では、発注者の責務として、公共工事の実施の実態等を的確に反映した積算を行うことや、設計図書に適切に施工条件等を明示することとされている。  
また、建設業法では、請負契約の原則として、建設工事の請負契約の当事者は、公正な契約を締結し、信義に従って履行しなければならないこととされている。
- ◇ 「建設副産物適正処理推進要綱」では、発注者は、発注に当たって、元請業者に対して適切な費用を負担するとともに、実施に関しての明確な指示を行うこと等を通じて、建設副産物の適正な処理の促進に努めなければならないこととされている。

### 勧告(主な調査結果)

#### 【公共工事】

契約による搬出先の指定について、適切な費用の負担による適正な処理の観点から、地方公共団体に対し、その徹底を図るよう要請すること。

#### 【民間工事】

発注者と建設請負業者の間で搬出先の指定・確認が行われ、建設発生土の適正な処理や発注者による適切な費用負担が徹底されるよう発注者等に対し要請すること。

#### <主な調査結果>

- 2都道府県、14市町村において、建設発生土が少量な場合や緊急の場合などに、建設発生土の搬出先を指定しない場合がみられた。
- 上記の2都道府県、14市町村においては、搬出先の指定をしない場合の搬出費用の積算方法について、運搬費・処分費を定額で積算したり、処分費は計上せず固定距離の運搬費と整地費を積算したりするなど、建設請負業者の負担となっている可能性がある。

### 主な改善措置状況

#### 【公共工事】

- ① 令和4年4月1日、工事発注段階で建設発生土の搬出先を指定する指定利用等の取組を徹底することが重要である旨を通知
- ② 令和4年5月20日、指針を変更し、建設発生土の搬出先に関する情報を設計図書において明示することや、予定価格の設定に当たって積算すべきものとして運搬・処分等に要する費用を明示
- ③ 令和4年6月21日、国土交通省に設置された中央建設業審議会は「公共工事標準請負契約約款」を改正し、仕様書に建設発生土の搬出先の名称及び所在地を定めることを明示

#### 【民間工事】

令和4年6月21日、上記審議会で「民間建設工事標準請負契約約款(甲)」を改正し、仕様書に建設発生土の搬出先の名称及び所在地を定めることが望ましいことを明確化

## 2 建設発生土の適切な管理 (2)

### 制度の概要

◇ 省令※で、建設工事業業者は、あらかじめ再生資源利用促進計画を作成するとともに、建設工事の完成後速やかに、その実施状況の記録(再生資源利用促進実施書)を作成し、それぞれ、工事完成後保存することとされている。

※ 建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第20号)

### 再生資源利用促進計画の主な記載事項・内容

記載事項	記載内容
発生量	建設発生土の土質別の発生量
現場内利用・減量	現場内利用量、減量化量
搬出先名称	搬出先の名称、施工条件(指定・自由)
搬出先場所住所	搬出先の住所、運搬距離、種類(売却、他の工事現場、土捨場・残土処分場等)
現場外搬出量	現場外への搬出量

(注) 国土交通省ホームページ掲載の「再生資源利用促進計画書(様式)」を基に当省が作成した。

### 勧告(主な調査結果)

再生資源利用促進計画及びその実施状況の記録について、建設請負業者から発注者への報告を義務付けるとともに、同計画等の報告に合わせて発注者が確認できる仕組みを整備すること。

また、土砂条例担当部局等の指導・監督部局が建設発生土の搬出先等について事前に把握できるよう、同計画の内容について公にすること。

#### <主な調査結果>

○ 建設発生土の搬出先を指定しない場合があるとする2都道府県、14市町村のうち、2市町村では、搬出先を確認できる書類の提出を求めている。

### 主な改善措置状況

令和4年9月2日、省令を改正(施行は5年1月1日)し、再生資源利用促進計画について、作成後速やかに発注者に提出するとともにその内容を説明すること、工事現場の見やすい場所に掲げること、元請建設工事業業者等は、建設工事の完成後速やかに、計画の実施状況を記録し、発注者から請求があったときは、当該実施状況をその発注者に報告するものとする事とした。

また、同日、中央建設業審議会は「公共工事標準請負契約約款」及び「民間建設工事標準請負契約約款(甲)」を改正し、省令の規定により、受注者は、工事の施工前に発注者に計画を提出し、その内容を説明しなければならないことを明記

## 建設残土対策に関する実態調査の結果に基づく勧告に対する改善措置状況（1回目のフォローアップ）の概要

### 【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 令和2年1月～3年12月
- 2 対象機関 調査対象機関：国土交通省、環境省、農林水産省  
関連調査等対象機関：都道府県（12）、市町村（36）、事業者（60）、関係団体（27）

【勧告日及び勧告先】 令和3年12月20日 国土交通省

【回答年月日】 令和4年12月20日 国土交通省 ※ 改善状況は同日現在

### 【調査の背景事情】

- 建設工事の副産物である建設残土（建設発生土及び建設汚泥）のうち、建設発生土は、建設資材として埋立て等に利用されている一方で、山林などへの不適切な埋立てによる崩落発生などが問題となっているが、その実態は明らかでない。
- また、建設発生土の埋立て等については、農地法（昭和27年法律第229号）、森林法（昭和26年法律第249号）等の土地の形質変更を規制する法律、土砂の埋立てを規制する条例、廃棄物が混入されている場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規制がかかるが、これらによる効果も明らかになっていない。
- 建設発生土の適正処理を図る観点から、搬出先の指定、それに要した費用の負担や、工事間利用の推進の取組が行われているが、これらの取組が低調な地方公共団体もある。
- この調査は、以上のような状況を踏まえ、不適切な建設発生土の埋立て事案の発生状況や対応状況、建設発生土の適正処理の状況について、実態を調査したものである。

勸告事項	国土交通省が講じた改善措置状況
<p><b>1 建設発生土の有効利用</b> (勸告要旨)</p> <p>① 国土交通省は、建設発生土の有効利用を進める観点から以下の措置を講ずること。</p> <p>i) 場外に搬出される建設発生土の有効利用のための仕組みである工事間利用を進めるため、各地方整備局に設けられた建設副産物協議会を活用し、工事間利用の調整のための保管場所について把握・整理を行い、同協議会の構成員のほか、参加していない地方公共団体や民間企業も利用できるようにすること。</p> <p>ii) どのような土質であっても有効利用している例があることから、建設発生土の土質別の利用実態を把握するとともに、有効利用事例を収集し、これらを地方公共団体に提示すること。</p> <p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <p>○ 「建設副産物適正処理推進要綱」(平成5年1月12日付け建設省経建発第3号建設事務次官通知)において、「発注者、元請業者及び自主施工者は、建設発生土の土質確認を行うとともに、建設発生土を必要とする他の工事現場との情報交換システム等を活用した連絡調整、ストックヤードの確保、再資源化施設の活用、必要に応じて土質改良を行うこと等により、工事間の利用の促進に努めなければならない」とされている。</p> <p>○ 「建設発生土等の有効利用に関する行動計画」(平成15年10月国土交通省)では、国の出先機関、都道府県、市町村、関係団体等を構成員とする建設副産物協議会の事務局(国土交通省の出先機関である地方整備局)において、数年後に工事発注する予定の事業であって、仮受入地的な機能</p>	<p>i) 場外に搬出される建設発生土の有効利用のための仕組みである工事間利用を進めるため、国土交通省において、令和4年8月から10月にかけて、都道府県、政令指定都市における建設発生土の保管場所等の公表状況について把握・整理を行い、それらの利用形態や所在地等を整理した一覧表を作成した。同年10月から開催した全国10ブロックの建設副産物協議会において、同一覧表を活用するよう周知を行うとともに、建設副産物協議会に参加していない市町村に対して、都道府県から情報の共有を図るよう要請した。民間企業については、今後、建設副産物協議会の構成員である各建設業協会等から傘下企業へ共有を図る予定である。</p> <p>なお、今後は、工事間利用の促進の観点から、地方公共団体等における同一覧表の活用事例等の把握を行いながら上記取組の効果も把握しつつ、建設発生土の有効利用の促進に努めてまいりたい。</p> <p>ii) 国土交通省において、令和4年8月から10月にかけて、建設副産物協議会の構成機関において、令和3年度に完成した工事の中から、第4種建設発生土及び泥土が発生した工事約4,000件を対象に、土質別の有効利用率を調査した。その結果、他の工事に利用するなどの有効利用率については、第4種建設発生土は83.3%、泥土は78.9%であった。</p> <p>また、有効利用事例について整理を行い、各建設副産物協議会においてこれらの事例を活用するよう周知を行うとともに、建設副産物協議会に参加していない市町村に対して、都道府県から同事例を周知するよう要請した。</p> <p>なお、今後は、工事間利用の促進の観点から、地方公共団体等における同事例の活用事例等の把握を行いながら上記取組の効果も把握しつつ</p>

勸 告 事 項	国土交通省が講じた改善措置状況
<p>を發揮できる工事に関する情報交換などを行い、ストックヤードとしての利用調整を行うなど、建設発生土の工事間利用の調整を行うこととされている。</p> <p>《調査結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調査を行った機関における令和元年度に発注した道路工事について、工事間利用は、地方整備局国道事務所では8割以上となっているが、都道府県（出先機関）では約3割、市町村では1割未満であった。また、民間工事における工事間利用は限定的となっていた。</li> <li>○ 地方整備局は、建設予定地の空きスペースや工事現場近くなどを一時的な保管場所とすることにより、工事間利用を進めている一方、都道府県や市町村では、工期・土質・土量が合わないとして工事間利用が進んでおらず、一時的な保管場所の確保が課題であるとしているが、地方整備局では、工事間利用のために利用可能な一時的な保管場所についての情報の整理・共有などの調整は行っていない。</li> <li>○ どの土質であっても、マッチング次第で有効利用ができていたものもあるが、土質の悪い第4種建設発生土（注）や泥土は、半数以上が処分されていた。国土交通省では、平成14年度以降、土質別の搬出状況を把握していなかった。</li> </ul> <p>（注） 建設発生土の性質については、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）及び建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第20号。以下「省令」という。）で第1種から第4種まで定められており、第4種については、「粘性土及びこれに準ずるもの（第3種建設発生土を除く。）」とされている</p>	<p>つ、建設発生土の有効利用の促進に努めてまいりたい。</p>

勸告事項	国土交通省が講じた改善措置状況
<p>2 建設発生土の適切な管理 (勸告要旨)</p> <p>② 国土交通省は、建設発生土の適切な管理の観点から以下の措置を講ずること。</p> <p>i) 契約による搬出先の指定について、公共工事については公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）の趣旨を踏まえつつ、適切な費用の負担による適正な処理の観点から、地方公共団体に対し、その徹底を図るよう要請すること。</p> <p>また、民間工事については建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の趣旨も踏まえつつ、「民間建設工事の適正な品質を確保するための指針（民間工事指針）」（平成 28 年 7 月国土交通省）の協議事項に建設発生土の取扱いを記述し、発注者と建設請負業者の間で搬出先の指定・確認が行われ、建設発生土の適正な処理や発注者による適切な費用負担が徹底されるよう発注者等に対し要請すること。</p> <p>ii) 再生資源利用促進計画（以下「計画」という。）及びその実施状況の記録について、建設請負業者から発注者への報告を義務付けるとともに、搬出状況、搬出完了後の状況を示す書類について整理を行い、計画等の報告に合わせて発注者が確認できる仕組みを整備すること。</p> <p>また、土砂条例担当部局等の指導・監督部局が建設発生土の搬出先等について事前に把握できるよう、計画の内容について公にすること。</p>	<p>i) 国土交通省において、建設発生土の適正処理のための契約による搬出先の指定や適切な費用の負担について、公共工事については公共工事の品質確保の促進に関する法律の趣旨も踏まえつつ、地方公共団体にその徹底を図るため、以下の措置を行った。</p> <p>① 公共工事の建設現場から発生する建設発生土の有効利用や適正処分を図るため、国土交通省及び総務省の連名で、令和 4 年 4 月 1 日、「公共工事の円滑な施工確保に向けた取組について」（令和 4 年 4 月 1 日付け総行第 95 号国不入企第 1 号総務省自治行政局行政課長、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長通知）を発出し、建設発生土の搬出先の明確化を図るため、工事発注段階で建設発生土の搬出先を指定する指定利用等の取組を徹底することが重要である旨示しつつ、発注者である地方公共団体が設計図書において、i) 工事における建設発生土の有無、ii) 同一現場内での利活用に必要な情報（流用土の使用を明示する等）、iii) 受入場所（工事間利用の受入れ工事箇所、仮置場、土砂処分場等）、iv) 受入場所までの距離・時間などの条件を明示する取組や、明示した条件に対して運搬費・処分費等の費用を計上することによって積算内容との整合を図り適正な予定価格を設定する取組について、実施又は検討を行うよう要請した。</p> <p>② 公共工事において、適正な予定価格の設定や適切な施工条件の明示などを図るため、令和 4 年 5 月 20 日、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成 12 年法律第 127 号。以下「入札契約適正化法」という。）第 17 条に基づく「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成 13 年 3 月 9 日閣議決定。以下「指針」という。）を変更し、建設発生土の搬出先に関する情報そ</p>

勸告事項	国土交通省が講じた改善措置状況
<p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <p>○ 国土交通省は、「条件明示について」(平成14年3月28日付け国官技第369号国土交通省大臣官房技術調査課長通知)により、同省直轄の土木工事を対象に、「建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの、距離、時間等の処分及び保管条件」といった施工条件を設計図書に明示することを地方整備局に指示しており、地方公共団体には、上記通知を参考送付している。</p> <p>民間工事については、「今後の廃棄物・リサイクル制度の在り方について(意見具申)」(平成14年11月22日中央環境審議会)において、搬出先の指定を始め、公共工事と同様の取組を促していくことが必要であるとされている。</p> <p>○ 公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条第1項第1号において、発注者の責務として、公共工事の実施の実態等を的確に反映した積算を行うことや、同項第7号において、設計図書に適切に施工条件等を明示するとともに、施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合には、適切に設計図書の変更及びこれに伴う請負代金の額、工期等の変更を行うこととされている。</p> <p>また、建設業法第18条では、請負契約の原則として、建設工事の請負契約の当事者は、公正な契約を締結し、信義に従って誠実に履行しなければならないこととされており、「建設副産物適正処理推進要綱」においても、発注者の責務と役割として、発注者は、発注に当たっては、元請業者に対して、適切な費用を負担するとともに、実施に関しての明確な指示を行うこと等を通じて、建設副産物の適正な処理の促進に努めなければならないとされている。</p>	<p>他の工事に必要な情報を設計図書において明示することなどにより発注者、設計者、施工者等の関係者間での当該情報の把握・共有等の取組を推進することや、予定価格の設定に当たって積算すべきものとして建設発生土等の運搬・処分等に要する費用を明示し、実際の施工に要する通常妥当な経費について適正な積算を行うことを、公共発注者が講ずべき措置として位置付けた。</p> <p>あわせて、国土交通大臣及び総務大臣の連名で、都道府県知事や政令指定都市市長宛てに「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」(令和4年6月1日付け総行行第158号国不入企第16号)を発出し、指針の趣旨を踏まえ、予定価格の設定について必要な見直しを直ちに行うなど、指針に基づく措置を速やかに講ずるよう要請した。</p> <p>なお、国土交通省及び総務省において、令和4年度中に、入札契約適正化法第19条第2項に基づき、地方公共団体に対して指針の変更を踏まえて講じた措置の状況の報告を求め、地方公共団体の取組状況や上記取組の効果を把握する予定である。</p> <p>③ 公共工事について、指定利用等を行うことが重要であることに鑑み、建設業法第34条第1項に基づき国土交通省に設置された中央建設業審議会は、令和4年6月21日、同条第2項に基づき「公共工事標準請負契約約款」(昭和25年2月21日中央建設業審議会決定)を改正し、工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、契約書に「建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり」と記入し、仕様書に建設発生土の搬出先の名称及び所在地を定めることとした。同日、当該改正を行った標準請負契約約款の実施について同審議会会長から公共発注者の長に勧告を行い、その際、建設発生土の運搬・処分等に要する費用について適正に積算に反映するよう求めた。</p>

勸 告 事 項	国土交通省が講じた改善措置状況
<p>○ 省令第7条において、建設工事業者は、1,000 m<sup>3</sup>以上の建設発生土を搬出する建設工事を施工する場合、あらかじめ計画を作成するとともに、建設工事の完成後速やかに、計画の実施状況の記録（以下「再生資源利用促進実施書」という。）を作成し、それぞれ、工事完成後1年間保存することとされている。</p> <p>○ 「建設リサイクルガイドライン」（平成14年5月30日国土交通省）において、計画を発注者に提出するよう指示するとともに、再生資源利用促進実施書は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第18条の規定に基づく発注者への報告としても活用されており、それらは多くの機関で搬出先の確認書類とされている。</p> <p><b>《調査結果》</b></p> <p>○ 調査を行った12都道府県のうち2都道府県、35市町村のうち14市町村が、建設発生土が少量な場合や緊急の場合などに、建設発生土の搬出先を指定しない場合がみられた。</p> <p>○ 上記の2都道府県、14市町村においては、搬出先の指定をしない場合の搬出費用の積算方法について、運搬費・処分費を定額で積算したり、処分費は計上せず固定距離の運搬費と整地費を積算したりするなど、建設請負業者の負担となっている可能性がある。また、2市町村では、搬出先を確認できる書類の提出を求めておらず、建設発生土がどのように取り扱われているか十分に把握できていない可能性がある。</p> <p>○ 建設発生土を場外に搬出する民間工事を受注した建設請負業者9社の55件の工事のうち、発注者から搬出先が指定されているものは2社の2件</p>	<p>また、民間工事においても建設発生土の搬出先を明確にすることが求められることに鑑み、同審議会は、「民間建設工事標準請負契約約款（甲）」（平成22年7月26日中央建設業審議会決定）の改正を行い、工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、契約書に「建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり」と記入し、仕様書に建設発生土の搬出先の名称及び所在地を定めることが望ましいことを明確化した。同日、当該改正を行った標準請負契約約款の実施について同審議会会長から民間建築関係団体の長に勧告を行い、その際、建設発生土の運搬・処分等に要する費用について適正に請負代金に反映するよう求めた。</p> <p>なお、今後は、民間工事における建設発生土の利用実態について、引き続き、建設副産物実態調査において土量の動向を把握していくことにより上記取組の効果も把握しつつ、搬出先の指定・確認や、建設発生土の適正な処理、発注者による適切な費用負担が促進されるよう努めてまいりたい。</p> <p>ii) 令和4年9月2日、省令を改正（施行は5年1月1日）し、計画について、作成後速やかに発注者に提出するとともにその内容を説明すること（省令第7条第1項）、工事現場の見やすい場所に掲げること（省令第7条第4項）、元請建設工事業業者等は、建設工事の完成後速やかに、計画の実施状況を記録し、発注者から請求があったときは、当該実施状況をその発注者に報告するものとする（省令第7条第5項）とした。</p> <p>また、令和4年9月2日、中央建設業審議会は建設業法第34条第2項に基づき「公共工事標準請負契約約款」及び「民間建設工事標準請負契約約款（甲）」を改正し、省令の規定により計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったとき</p>

勸告事項	国土交通省が講じた改善措置状況
<p>(3.6%)にとどまり、処分費が契約上明確でないため、計上されていない可能性がある。</p>	<p>は、その実施状況を発注者に報告しなければならないと明記した。同日、当該改正を行った標準請負契約約款の実施について、同審議会会長から公共発注者の長及び民間建築関係団体の長に勧告を行った。</p> <p>なお、今後、関係省庁と連携し地方公共団体で実施する全国一斉パトロール等により、計画の発注者への提出・説明及び実施状況の報告、工事現場への提示について取組の効果も把握しつつ、建設発生土の有効利用や適正処分が促進されるよう努めてまいりたい。</p>